

第2回都区財政調整協議会 協議内容

日 時:令和4年1月6日(木) 15:37~15:58

会 場:区政会館19階192会議室

出席者

都 側:小笠原行政部長

区 側:佐藤荒川区副区長(会長)、橋本板橋区副区長(副会長)、高野墨田区副区長(副会長)、
齊藤中央区副区長、荒川台東区副区長、川野大田区副区長、小西練馬区副区長、押田
江東区副区長、入澤特別区長会事務局長、菅野特別区長会事務局次長(司会)

1 開会

(司会)

ただいまから、令和3年度第2回都区財政調整協議会を開催いたします。

議題に入ります前に、委員の出欠を確認させていただきます。

本日は、都側委員のうち、総務局総務部長、財務局主計部長が欠席です。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

はじめに、「都区財政調整協議会幹事会の検討結果について」、財調課長会幹事長・区政課長から報告をお願いします。

2 幹事会検討結果報告

(財政課長会幹事長)

私から、都区財政調整協議会幹事会における検討状況について、報告申し上げます。

12月2日の第1回都区財政調整協議会において、個別事項の具体的な検討を行うよう、幹事会に下命をいただきました。その後、12月3日から1月5日まで4回の幹事会を開催し、令和4年度都区財政調整などについて協議を行いました。

幹事会での協議結果については、資料「都区財政調整協議会幹事会のまとめ」として、お手元に配布していますので、これに沿って、説明いたします。

それでは、協議結果の概要について説明いたします。

ローマ数字のⅠ、「令和4年度当初フレームにおける協議課題の整理」を御覧下さい。

基準財政需要額の算定については、新規算定として10項目、算定改善等として16項目をとりまとめ、さらに、次ページになりますが、3「その他」として3項目を整理し、合計29項目を取りまとめたところです。

次に、ローマ数字のⅡの「令和3年度再調整について」ですが、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））など3項目について、基準財政需要額として算定するものです。

それでは各項目の主なものについて具体的に説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

はじめに、1の「新規算定」項目ですが、全部で10項目あります。

マルの2つ目、「住宅宿泊事業経費」は、住宅宿泊事業、いわゆる民泊サービスを行おうとする事業者からの届出受理等に係る経費について、新規算定するものです。

その4つ下のマル、「学校運営費（教育用コンピュータ運用保守経費）」は、GIGAスクール構想の推進に伴い、ヘルプデスク等の運用保守経費について、新規算定するものです。

続いて、2の「算定改善等」です。

算定充実、事業費の見直し、算定方法の改善等に分類して記載しております。全部で16項目あります。

まず、①の「算定充実」は、全部で7項目あります。

マルの2つ目、「会計管理費（預金利子）」については、市中金利における利率低下の状況を踏まえ、歳計現金等の運用による預金利子収入を見直すことで、算定を充実するものです。

4ページを御覧ください。

マルの3つ目「母子保健指導費（両親学級）」は、母子保健指導における母親学級について、パートナーを含めて同種の内容を実施していることを踏まえ、両親学級として統合し、算定を充実するものです。

次に、②の「事業費の見直し」ですが、こちらは3項目あります。

マルの1つ目「女性福祉資金貸付金」は、各区の実施状況等を踏まえ、算定額を縮減し、令和10年度に算定を廃止するものです。

その下のマル、「老人クラブ助成事業費」は、各区の実施状況等を踏まえ、老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、老人クラブ助成事業に係る経費を見直すものです。

次に、③「算定方法の改善等」ですが、こちらは6項目あります。

マルの4つ目、「清掃工場その他施設」については、清掃工場の改築経費等について、東京二十三区清掃一部事務組合が策定する一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえ、算定を改善するものです。

一番下のマル「35人学級への対応」は、令和4年度に小学校における第3学年の1学級あたりの児童数が40人から35人に引き下げられることを踏まえ、小学校費等の標準行政規模を、令和7年度まで段階的に引き下げるものです。

5ページを御覧ください。

3の「その他」です。3項目あります。

マルの2つ目「都市計画交付金に係る地方債収入相当額の前倒し算定」は、過去の都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、令和2年度に交付された都市計画交付金に係る、令和5年度の算定額について前倒しで算定を行い、後年度負担の軽減を図るものです。

その下のマル、「公共施設改築工事費の臨時的算定」は、令和4年度に限り、公共施設改築工事費を臨時的に追加算定するものです。

以上が、令和4年度当初フレームにおける協議課題の整理状況です。

続いて、ローマ数字Ⅱの「令和3年度再調整について」です。

マルの1つ目「商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）」は、令和3年度に貸付を行った中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）について、信用保証料補助及び令和3年度から令和10年度までの利子補給に係る経費を、臨時的に算定するものです。

一番下のマル、「首都直下地震等に対する防災・減災対策」は、首都直下地震等に対する防災・減災対策として、令和3年度から令和7年度における、避難行動要支援者の個別計画策定に係る経費及び耐震診断支援等事業に要する経費について、一括して算定するとともに、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定するものです。

以上が、都区財政調整協議会幹事会の協議結果です。

報告は、以上です。

3 財源見通し等

（司会）

ただいまの報告を踏まえ、協議に入りたいと思います。

先ほどの幹事会報告を踏まて、意見等がありましたらお願いいたします。

（都側委員）

それでは、令和3年度及び令和4年度の特別区財政調整交付金の財源見通しについて、お手元に配布しました資料に沿って説明させていただきます。

なお、東京都の予算編成作業は現在も続いておりますので、あくまでも現時点での見通しであることを、最初にお断り申し上げます。

まず、令和3年度の調整税等の最終見込額です。当初フレームと比較いたしまして、固定資産税は、資料の一番上にあるのは固定資産税ですが、51億円の減となっております。下にいきまして、市町村民税法人分は、1,941億円の増、特別土地保有税は、「億円」単位では増減はありません。法人事業税交付対象額は、159億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は、「億円」単位では増減なし、として見込んでおります。

これらを合わせました調整税等の総額は、当初フレームと比較いたしまして、2,048億

円の増と見込んでおります。これを、55.1%相当で計算いたしますと、1,129億円の増となりまして、普通交付金については1,072億円の増、特別交付金では56億円の増となっております。

令和3年度の財源見通しは、このようになっておりますが、普通交付金については、当初算定時に363億円の算定残が発生しておりましたので、これと合わせますと、1,435億円が最終的な算定残となります。

続いて、令和4年度の財源見通しについてですが、調整税の見通しを、令和3年度当初のフレームとの比較で申し上げます。

資料については、中段以降の表を御覧ください。

固定資産税は、429億円、3.3%の増を見込んでおります。市町村民税法人分については、1,600億円、40.9%の増を見込んでおります。特別土地保有税は、前年度並みと見込んでおります。法人事業税交付対象額は、149億円、25.0%の増を見込んでおります。固定資産税減収補填特別交付金は、117億円、100.0%の減を見込んでおります。

この結果、調整税等の合計は、1兆9,797億円となります。55.1%相当で計算をいたしますと、1兆908億円で、これに令和2年度の精算分、185億円を加えた交付金総額は、Aの欄を御覧ください、Aの欄にありますとおり、1兆1,093億円となります。

このうち、95%分が普通交付金の財源となりまして、これが1兆539億円、5%分が特別交付金の財源で、555億円を見込んでおります。

続いて、基準財政収入額です。

主な項目について、令和3年度当初フレームとの比較で申し上げます。

基幹税目である特別区民税は、232億円、2.7%の増、特別区たばこ税は、4億円の増、配当割交付金は、27億円の増、地方消費税交付金は、マイナス76億円、地方消費税交付金特例加算額は、マイナス7億円となっております。

これらの結果、基準財政収入額全体では、B欄のとおり、208億円、1.7%増の、1兆2,335億円を見込んでおります。

一方で、基準財政需要額は、現行の算定方式により、人口・道路面積などの基礎数値の増減や物騰率の影響を反映した結果、こちらC欄を御覧ください、C欄のとおり、2兆938億円となります。

基準財政需要額Cと、基準財政収入額Bの差額である、現時点での令和4年度普通交付金所要額は8,602億円ですので、先ほど申し上げた普通交付金の財源1兆539億円と比べまして、約1,937億円下回っていることとなります。

こうした財源見通しを踏まえた、都区財政調整の状況です。

先ほどの幹事会報告の「検討状況」の内容の中で、令和3年度再調整、令和4年度フレームにおける算定改善等を行いますと、令和3年度では、再調整の財源1,435億円のほぼ

全額を、普通交付金として各区に交付するとともに、令和4年度フレームでは、普通交付金の所要額が、先ほど説明いたしました財源1兆539億円に見合う額になります。

以上、財源見通しと幹事会の「検討状況」を踏まえた、令和3年度及び令和4年度の都区財政調整の状況の説明といたします。

(区側委員)

ただいまの財源見通し、また、幹事会報告を受けて、私から発言させていただきます。

今回の協議は、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響など、見通しが難しい状況の中での協議となりました。

そのような状況の中において、特別区が果たすべき役割に十分に対応できるよう、特別区の財政需要を的確に算定することはもとより、都区財政調整協議上の諸課題の解決に向けて議論を行ってまいりました。

幹事会での協議の結果、提案事項の多くが反映できることとなったことについては、これまで培ってきた都区の信頼関係のもとで、議論を尽くしてきた成果であると考えております。

それでは幹事会の議論を踏まえて、いくつかの事項について述べさせていただきたいと思えます。

まず、区側といたしましては、都区間の合意事項である配分割合の変更事由にあたる事項はないと判断いたしまして、現行の配分割合の下での調整に臨んでまいりました。そのうえで、特別区の実態および現在の社会経済状況等を踏まえ、昨年度の協議からの引き続きの課題をはじめとした需要の見直しについて協議を行いました。

しかしながら、保育所等の利用者負担の見直しなどの課題については、都区の考え方を一致させることはできませんでした。

次に、都区財政調整協議上の諸課題についてですが、いずれの項目についても議論が噛み合わない状態が続いております。

まず、特別交付金については、割合の引下げを求めるとあわせて、算定の透明性・公平性の向上に向けた運用ルールの明確化を提案いたしました。都側は、割合の引下げについては、現行割合を変更する必要はないとの主張であり、算定ルールの見直しについても、合意に至ることができませんでした。区側としては、各区の安定的な財政運営や算定の透明性・公平性の向上のため、引き続き見直しに向けた議論を行いたいと考えております。

つぎに、都市計画交付金については、都市計画税に対する都市計画交付金予算額の比率が年々低下し続けていること、今後も特別区の都市計画事業が増加することを踏まえ、制度の抜本的な見直しとともに、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方につい

ての協議体を設置することなどを提案いたしました。都側は、都市計画税は、都が賦課徴収する目的税であり、法律により特別区にその一定割合を配分することとされている調整税等とは制度上の性格が異なるため、財調協議の場において、都市計画交付金を議論するものではないとの認識を示すとともに、各区から直接、現状や課題などを聞きながら対応するなどとし、具体的な議論ができておりません。本来基礎自治体の財源である都市計画税が、現行制度上、都税とされ、特別区の行う都市計画事業に直接活用できないことが背景にある、重大な問題であることから、課題の解決に向けた建設的な議論をお願いしたいと考えております。

以上の課題を含め、来年度に向けても、特別区としては、いまだ多くの課題が残されており、制度を見直していくことが必要と考えておりますので、よろしくお願いたします。

(司会)

その他に意見がありましたらお願いします。

4 区側総括意見

(司会)

他に意見はないようですので、それでは区側総括意見を区側委員からお願いいたします。

(区側委員)

本日の協議を踏まえて、区側の総括意見を申し上げたいと思います。

今回の協議は、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正による影響が全面的に表出した中、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響など、見通しが難しい状況下での協議となりました。こうした状況の中、都区双方の提案について、一致点を見出すべくぎりぎりの協議を行い、双方の歩み寄りもあって、一定のとりまとめを行うことができました。

今回の協議を通じて、都側から「国や他の自治体からの都区に対する厳しい目線があることを、双方で改めて強く意識する必要がある」との見解が示されましたが、区側としても時々に応じて、当該年度のあるべき需要を検討し、現行算定の見直しも含め取り組んできたところです。

今回、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、都区であるべき需要の認識が一致せず、協議が整わなかった項目もありましたが、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、提案してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また都区財政調整協議上の諸課題について、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

その他、いくつかの事項において、都区の認識に相違があったわけですが、お互いの立場を尊重しながら、より強固な信頼関係に立って、議論を尽くしていくことが大事であると考えております。

残された課題は、今後の都区双方の真摯な協議によって解決することを期待いたしまして、令和4年度当初フレーム及び令和3年度再調整の取扱いについては、幹事会が取りまとめた内容で整理することを了承したいと思っております。

5 都側総括意見

(司会)

続いて、都側の総括意見を都側委員からお願いします。

(都側委員)

それでは、東京都の総括的意見を申し上げます。

ただいま、区側委員から、令和4年度フレーム及び令和3年度再調整について、幹事会が取りまとめた内容で了承したいとの発言をいただきました。

東京都といたしましても、この内容をもって、協議会のまとめとすることで了承いたします。

さて、これまで、都市の財源を狙い撃ちにするような税制改正が行われ、都区ともに大幅な減収となることがありました。また、今年度には、平成28年度税制改正の影響が平年度化したことなどにより、市町村民税法人分の減少が懸念をされていたところです。加えて、新型コロナウイルス感染症による影響など、景気動向が不透明な中での財調協議となりました。

このような中での財調協議でしたが、令和4年度の都区財政調整については、市町村民税法人分などの大幅な伸びによって、平成31年度を上回って、過去最大の規模となることが見込まれております。

こうした状況を踏まえますと、国や他の自治体からの都区に対する目線は今後一層厳しくなることが想定されます。このため、都区双方で自らを厳しく律し、国や他団体から注がれる目線を意識しながら適切な財政運営に努めていく必要があると考えております。

最後になりますが、本日、財調協議を取りまとめることができましたことは、これまで都区の信頼関係のもとで、議論を積み重ねてきた成果であると考えております。

都といたしましては、今後とも特別区の皆さまと十分協議しながら、財調制度を適切に運用していきたいと考えておりますので、区側の皆様の理解、協力を改めてお願いして、都側の総括的な意見とさせていただきます。

(司会)

それでは、本日の協議を踏まえて、協議結果を整理することで、よろしいでしょうか。
それでは、これで第2回都区財政調整協議会を終了いたします。

※上記は都側で記録したものである。